

和歌山県教育委員会
資料提供
令和6年12月6日(金)

「和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための施策の推進に 関する条例骨子案」に係る県民意見募集(パブリックコメント)について

社会状況の変化や児童生徒の抱える課題の複雑化、深刻化等に伴い、全国的に不登校児童生徒が増加している状況です。

和歌山県では、より一層不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進していくため、教育機会の確保のための条例を制定するにあたり、広く県民の皆様から御意見を募集します。

○ 意見募集期間

令和6年12月10日(火)から令和7年1月17日(金)まで

※詳細は別紙

担 当 課	学校教育局教育支援課
担 当 班	児童生徒支援班
担 当 者	小地原、松本、馬場
電 話	073 - 441 - 3701(教育支援課)

※ 別紙

○ 意見募集期間

令和6年12月10日(火)から令和7年1月17日(金)まで

○ 意見の提出方法及び提出先

次のいずれかの方法で御提出ください。

(1) 郵送による場合

〒640-8585(専用郵便番号のため住所記載不要)

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課児童生徒支援班

(2) ファクシミリによる場合

073-441-3697

(3) 電子メールによる場合

e5012001@pref.wakayama.lg.jp

※件名に「和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための施策の推進に関する条例骨子案に対する意見」と明記してください。

○ 意見の提出に係る留意事項

(1) 様式は、「和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための施策の推進に関する条例骨子案に対する意見」と明記した任意の様式とし、以下の内容を記載してください。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ 意見したい該当部分(項目)
- ⑤ 意見

※法人及び団体にあつては、名称、代表者名、主たる事業所の所在地及び電話番号を明記してください。

(2) 意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3) 口頭及び電話での意見は、受付をいたしませんので御了承ください。

○ 提出いただいた意見について

(1) 意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(2) 類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3) 単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、本骨子案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4) 提出いただいた書類は返却いたしません。

(5) 記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外には使用いたしません。また、公表いたしません。

【 和歌山県教育委員会教育支援課ホームページURL 】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/public-comment.html>